

Weekly Report

第574号
令和2年10月19日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

一般NISAの非課税期間終了時の選択

一般NISAは、年間120万円を上限に購入した上場株式や投資信託等による譲渡益や配当などが5年間、非課税となる制度です。金融庁によると、今年6月末時点で一般NISAの口座数は約1200万7千口座、買付額は約19兆7千億円となっています。

◆ロールオーバーをする場合は手続きを

平成28年(2016年)に一般NISA口座で購入した上場株式等は、今年末で5年間の非課税期間が終了となりますが、口座内の上場株式等を保有し続ける場合は年末時点の時価で、①令和3年(2021年)分のNISA口座に移管(ロールオーバー)して、引き続き5年間非課税とする、又は②課税口座(特定口座又は一般口座)に移管することができます。

①の場合、ロールオーバーした分だけ令和3年分の非課税投資枠(120万円)を使用します。上場株式等の時価が120万円を超えている場合でも、すべてロールオーバーできますが投資枠は使い切ります。

なお、ロールオーバーを選択する場合は、あら

かじめ手続きが必要です。

◆課税口座に移管する場合の注意点

ロールオーバーしなかった場合は、自動的に②となり、今年末時点の時価を取得価格として課税口座に移管されます。この場合、課税口座に移管する上場株式等の時価がNISA口座での購入価格より下落している場合は注意が必要です。

例えば、当初120万円で購入し、今年末の時価が70万円に下落した上場株式等を課税口座に移管後、100万円で売却した場合は30万円の譲渡益(100万円-70万円)となり、当初の購入価格から見ると損失が生じていますが、課税対象となります。

11月は「下請取引適正化推進月間」

毎年11月は「下請取引適正化推進月間」です。今年度は「叩くのは 価格ではなく 話し合いの扉」を標語にして、下請法(下請代金支払遅延等防止法)の普及・啓発が集中的に行われます。

下請法では親事業者に対して、発注時の書面交付や、下請代金の支払期日を定めることなど4項目の義務と、著しく低い代金を不当に定める「買ったとき」、支払期日までに代金を支払わない「支払遅延」、あらかじめ定めた代金を減額する「減額」など11項目の禁止行為が定められています。

今年は多くの事業者が新型コロナの影響を受けていますが、下請事業者に不当な取引条件を押し付けることがないように配慮等が求められます。

65万円の青色申告特別控除を受けるには

令和2年から、所得税の基礎控除額が48万円(所得2400万円超から逡減し2500万円超は適用なし)に引上げられるとともに、青色申告の個人事業主が正規の簿記の原則により記帳しているなどの要件を満たす場合に適用できる青色申告特別控除が55万円に引下げられました。

ただし、①e-taxによる電子申告、又は②電子帳簿保存(一定要件の下、帳簿を電子データで備付け及び保存)のいずれかを行った場合は、従来どおり65万円控除を受けることができます。